

オーストリア

第 22 節 代理権授与その他の事務処理

代理権授与契約

第 1002 条

ある者が委託された事務を委託した他者の名において処理することを引き受ける契約は、代理権授与契約という。

第 1003 条

特定の事務の処理につき公に指名された者は、それに関わる委託をそのまま受諾するか否かにつき、委託者に対して躊躇なく表示する義務を負う。その表示を懈怠した場合、同人は、それにより生じた不利益につき責任を負う。

被授權者(Gewalthaber)の権利および義務

第 1009 条

被授權者は、自らなした約束および有する代理権に沿って、忠実かつ誠実に事務を処理し、事務から生じた収益をすべて権限授与者(本人 **Machtgeber**)に引き渡す義務を負う。被授權者は、事務の性質上必然的に必要とされ、または権限授与者(本人)の表明された意図に適っている手段を用いる権利を有し、この点は制限された代理権を有する場合も同様とする。ただし、被授權者が代理権の限界を超えた場合、その結果に対して責任を負う。

第 26 節 役務提供に関する契約(Verträge über Dienstleistungen)

第 1151 条 雇用契約と請負契約

- (1) 一方の当事者が一定期間にわたり他方のために労務(Dienstleistung)に従事する義務を負う場合、雇用契約(Dienstvertrag)が成立する。一方の当事者が有償で仕事の完成を引き受けた場合、請負契約が成立する。
- (2) 前項の定める場合に事務処理(第 1002 条)が伴う場合、その限りにおいて、代理権授与契約に関する規定が顧慮されなければならない。

註 1 一般民法典の規定が適用される雇用関係について

「私法上の契約に基づく関係」で、かつ、特別法上の規定のない限りにおいてのみ適用される補充的なものとされている。

註2 いくつかの判例からみた区分

《医療関連》

- ・看護および看護に付随する役務は、一定期間にわたり、患者が死亡すればその後に報酬が支払われるとの期待のもと提供されるものであるから、雇用契約に関する規定を適用する。23.2.1971 Arb 8844
- ・診療契約は、法律上は詳細に規定されていない契約関係であるから、医師は患者を専門的に適当な、当該領域において適切とされる客観的水準にかなった診療を行う義務を負うが、特定の結果を引き受けるものではない。23.5.1984 SZ 57/98; 4.7.1991 RdW 1992, 8.(ただし、医師と特定の疾病の治療との間の契約は請負であるとする古い判例もある。17.11.1936 SZ 18/189)
- ・歯科医と患者との間の契約関係については、請負契約との混合契約とする下級審裁判例がある。OLG Innsbruck 9.7.1996 ZVR 1997/133.

《専門家》

- ・建築家との間でした、設計図の作成のみに関する契約は請負契約である。4.5.1976 SZ 49/60 設計図の作成と一般的な融資計画、保証に関する提案をおこなった場合も請負契約である。20.11.1975 HS 9514j.
- ・建築家に計画立案のみならず、一定行為の代理、引渡し時まで建築の監理を行っていた場合には、代理権授与契約の要素も含まれる。3.3.1966 EvBl 1966/336.
- ・税理士が、納税申告を委託され、または租税鑑定を依頼された場合は、請負契約とされる。26.1.1995 EvBl1995/143.

第1152条

契約において報酬の定めがなく、無償の定めも置かれていない場合、相当の報酬を定めたものとみなす。

第1款 雇用契約

第1153条

被用者は労務を自ら執行しなければならず、労務請求権は譲渡することができない。ただし、雇用契約上または事情に照らして別段の定めが認められる場合はこの限りではない。労務の種類と量につき合意がなされていない限り、相当と認められる労務を提供する義務を負う。

報酬請求権

第1154条

- (1) 別段の合意の合意がある場合または特定の種類の労務の慣行がある場合を除き、報酬

は、労務の提供の後に支払われるべきものとする。

(2) 報酬が一月またはより短期間で計算されるべきときは、その個々の期間の終了時に計算される。より長期で計算されるべきときは暦月の末日に支払われるべきものとする。時間、ある単位、個々の業務により報酬が計算されるべきときは、終了した業務については当該暦週の末日、より高度の労務については暦月の末日に支払われるべきものとする。

(3) いずれの場合も、雇用関係が終了するときに報酬債権の期限は到来する。

第 1154a 条

まとまった形で労務を提供し、または個別の労務につき報酬を受けることができる被用者は、提供した労務および出資に応じた前払い金を報酬の期限前に請求することができる。

第 1154b 条

(疾病・事故、職業疾患により労務を提供できなかった場合の報酬請求権・略)

第 1155 条

(1) 被用者が提供する準備ができており、かつ、使用者側の事情により提供が妨げられたときは、被用者は、実現されなかった労務に対しても報酬を受ける権利を有する。ただし、被用者は、労務の提供を行わなかった結果として節約が可能であったこと、および、その他の取得し、または取得し得たものを考慮に入れて算定することを要する。

(2) 前項所定の事情により労務の時間が短縮された場合、被用者には相当の補償が与えられなければならない。

請求権の失効

第 1156 条

雇用関係の期間の満了、期限前告知、または、第 1154b 条にいう被用者自身の疾病以外の重大な理由を理由とする解雇により雇用関係が終了した場合、第 1154b 条により使用者が負担する義務は失効する。被用者が支障 *Verhinderung* により解雇され、または支障のある間に解約告知された場合、雇用関係の終了に伴う請求権は、考慮されない。

使用者の配慮義務(Fürsorgepflicht)

第 1157 条

(1) 使用者は、労務の性質に照らして可能な限りにおいて、被用者の生命および健康を保護するように、労務を規制し、使用者の費用負担において、空間および設備を提供もしくは変更しなければならない。

(2) 被用者が使用者の家族共同体に受け入れられる場合、使用者は、居住空間および寝室、糧食、ならびに労働時間および保養期間につき、被用者の健康、慣習および宗教を考慮の

うえ、必要な指示を与えなければならない。

雇用期間の終了

第 1158 条（略）

解約告知期間

第 1159 条（略）

証明

第 1163 条

- (1) 雇用関係の終了に際しては、被用者の請求があれば、被用者に対して、労務の期間および種類についての書面による証書を発行しなければならない。被用者が雇用関係の継続中に証書を要求したときは、被用者の費用負担において発行することを要する。被用者が新たな職を得るのを困難にする記録や所見を証書に記載することは許されない。
- (2) 被用者に関する証書は、使用者が保管しているものについては、当該被用者が請求すればいつでも交付を受けることができる。

強行法規

第 1164 条（略）

第 2 款 請負契約

第 1165 条

請負人は、仕事を自ら完成させ、または、自らの責任において完成させる義務を負う。

第 1166 条

物の調達を引き受けた当事者が材料を提供するときは、契約の性質につき争いがあるときは売買契約とみなす。注文者が材料を提供するときは、契約の性質に争いがあるときは請負契約とみなす。

- * 第 1 例について：製造業者から材料が提供された場合、疑問があれば売買契約が成立すると規定するが、今日では「時代に不適合」で、今日の通説では、注文者の特別の希望に沿っていたか否かが重要とされている（請負契約の成立を認める障害にならない）。（Riedler, Modernisierungsbedarf des ABGB in den besonderen Bestimmungen ueber vertragsliche Schuldverhaeltnisse, in: Fischer-Czermak/Hopf/Chef/Schauer (Hrsg.), ABGB 2011: Chancen und

Möglichkeiten einer Zivilrechtsreform, 2008)

担保責任

第 1167 条

仕事に瑕疵がある場合については、有償契約に適用される規定(第 922 条ないし第 933b 条)を準用する。

仕事の挫折

第 1168 条

(1) 仕事が完成する前に挫折した場合であっても、請負人は、提供の準備がなされており、かつ、注文者側の責に帰すべき事情によって提供が妨げられたときは、報酬を受け取る権利を有する。しかしながら、請負人は、当該挫折によって節約できた労務、またはその他の場合であれば一定の費用をもって取得した利益、もしくは取得できなかったであろう利益を償還しなければならない。請負人が当該事情の結果、仕事の完成について時間を短縮し得たときは、相当の補償をしなければならない。

(2) 仕事の完成に必要とされる注文者の協力がなされなかったときは、請負人は、相当の期間を定めて表示をもって催告をなし、協力がなされないまま当該期間が経過すれば契約を解除することができる。

第 1168a 条

仕事が、引渡し前に純粋に偶然の事情によって滅失したときは、請負人は、報酬を請求することができない。材料の損失については、提供した者が負担する。ただし、仕事の滅失が注文者の提供した材料が明らかに不適切であり、または、注文者の指示が明らかに不適切であった結果として生じた場合、請負人は、注文者に警告を与えなかったときにかぎり、損害を負担する責任を負う。

配慮義務

第 1169 条

第 1157 条の規定は、労務と労働時間・保養期間に関する規制を除き、請負契約に準用する。

報酬の支払い

第 1170 条

通常、報酬は、仕事が完成された後に、支払われるものとする。ただし、仕事がいくつかの部分に分断され、または、それに伴う費用が必要とされるときは、請負人は、報酬の相当な部分および出捐した費用の償還を事前に請求することができる。

第 1170a 条

- (1) 契約上費用の見積もりにおいて、その正確性を明示的に担保していたときは、請負人は、見積もりをなした仕事について、予見し得ないほどに高額となり、費用がかさんだ場合であっても、報酬の引き上げを請求することはできない。
- (2) 見積もりにおいて担保をしておらず、かつ、見積もり金額を超過することが不可避であったと認められるときは、注文者は、請負人のなした仕事に相当の対価を支払ったうえで契約を解除することができる。費用超過が不可避であると認められるときは、請負人は、遅滞なく注文者にその旨を通知しなければならない。この通知を懈怠したときは、請負人は、当初の予定を越える労務(Arbeiten)による請求権を喪失する。

建築契約における担保

第 1170b 条

- (1) 建物、建物の外部設備、または建物の一部の建築の請負人は、注文者から、契約締結時以降、未成立の報酬債権の担保として合意した報酬額の 5 分の 1 までの金額、または、3 か月以内に履行すべきときについては合意した報酬額の 5 分の 2 までの担保を請求することができる。この権利は、失効させることはできない。担保としては、現金、預金、貯金通帳、銀行保証または保険によってこれをおこなうことができる。担保設定の費用は、それが担保総額の 2%を超えない限り、担保権者が負担する。費用負担義務は、担保が、注文者の報酬支払い請求に対する抗弁のためにのみ必要とされ、抗弁の根拠がない旨が明らかになったときは、消滅する。
- (2) 本条第 1 項にいう担保は適切な時期、請負人が定めた期間内に提供されなければならない。注文者が請負人の担保提供の請求に対して担保を提供せず、不十分な提供をおこない、または適時に提供をしなかったときは、請負人は、履行を拒絶し、相当な期間を定めて催告をしたうえで契約を破棄することができる(第 1168 条第 2 項)。
- (3) 本条第 1 項および第 2 項の規定は、請負の注文者が公法上の法人または消費者保護法第 1 条第 1 項第 2 号および第 3 項にいう消費者である場合には、適用しない。

死亡による終了

第 1171 条

労務を目的とした請負契約は、当該労務が請負人の個人的な特質に着目しているときは、請負人の死亡により終了する。請負人の相続人は、請負人が生前なした履行の準備に用いた材料の費用および履行した労務の価値に照らして相当な報酬の一部しか請求することはできない。注文者が死亡したときは、相続人が契約に拘束される。

第3款 出版契約

註：学説上は、「退化器官の極致ともいうべきもの」と批判されている規定である。重要な問題には解決を示しておらず、実務上ほとんど意味のない規定とされる。立法者が出版契約を第3の役務提供に関する契約だとして独自の契約類型としての位置付けを与えたことが、かえって、請負契約の規定を出版契約に及ぼす障害になっている。1916年(III.TN)に出版法を制定することが勧告され、民法典の旧出版法規定は削除されたが、今日まで特別法は存在していない。著作権法も契約類型につき特別の規定を置くことを意図していない。

第1172条

出版契約により、文学、音楽または絵画芸術による作品の著作者、またはその相続権者は、作品を複製および頒布につき自己の計算において委託する義務を負い、これに対して、相手方(出版社)は、作品を複製し、その複製物を頒布する義務を負う。

第1173条

版の数について定めがなかったときは、出版社は1つの版についての権利しか有さない。版が売れるまでは、著作権者は、出版社に対して適切な補償を提供していない限り、作品につきその他の処分をしてはならない。

第4款 不法な目的での給付

第1174条

- (1) 知りながら不能または不法な行為の実現のために供与された物は、返還請求をすることができない。この限りにおいて、国庫に納付すべき旨を政令が定める。ただし、当該行為を実行しようとしていた者に対して供与がなされたときで、不法な行為を抑止することに資するべきときは、この限りではない。
- (2) 禁止された博戯をすることを目的として供与された貸金は、返還請求をすることができない。

第29節 射倖契約

射倖契約

第1267条

未だ知られていない利益の取得を得ることを約束し、承諾された契約は、射倖契約である。それに対して何か約束がなされていたか、当該契約が有償か無償かは問わない。

第 1268 条

射倖契約においては、価値が半減したことを理由とする法的救済は付与されない。

射倖契約の種類

第 1269 条

射倖契約とは、賭事、博戯、くじ引き、いかなる形態であれ期待される権利もしくは確定されていない物について将来おこなう売買その他の契約のほか、終身定期金、会社の扶養制度、そして、保険契約および船底抵当貸借契約をいう。

第 1 賭事

第 1270 条

双方当事者に知られていない結果につき、一致した結果を主張した方の当事者に対して取り決めた価格を支払うことを約束したときは、賭事が成立する。勝者が最初から確信を有しており、その旨を相手方に隠匿していたときは、同人は悪意による責任を負い、賭事は無効となる。ただし、相手方がその旨を事前に認識していたときは、同人は贈与者とみなされる。

第 1271 条

誠実で、かつ、適法な賭事は、取り決められた価格が単に約束されたのみならず、現実を支払われ、または、寄託されている限りにおいて、拘束力を有する。当該価格については、裁判上、請求することはできない。

第 2 博戯

第 1272 条

あらゆる博戯は賭事の一形態とする。賭事に関して規定された権利が博戯についても適用される。いかなる博戯が全面的または特定の階層につき禁止されるか、禁止された博戯を開帳し、および、同人に便宜を図った者についていかなる刑罰を処するかについては、警察法規が定める。

第 3 くじ引き

(略)

第 4 期待に基づく売買(Hoffnungskauf)

第 1275 条

特定の数量につき将来の収益と関連付けた価格を約束した者は、通常の売買を締結しているものとする。

第 1276 条

ある物の総体についての将来の収益、またはその期待を、特定の価格で購入する者は、射倖契約を行っている。同人は、完全に期待がはずれる危険を負担する。ただし、契約により、同人には相当と認められる収益をすべて収取する権利が与えられる。

（角田美穂子）